

# PICK UP

※市政ピックアップ



## 障がいのある方が安心して自分らしく生活できるように 障がい福祉サービスを利用してください

●お問い合わせ／市福祉課障がい福祉係 ☎26-5733

障がいのある方が安心して自分らしく生活できるように実施している福祉サービスを紹介します。

### ●障がい者ほっとふくしサービス事業

**対象**／身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ▶**利用内容**／タクシー運賃、紙おむつなどの購入、福祉乗合バスの回数券、福祉乗合タクシーの使用料、配食サービス、定期航路旅客運賃、障がい福祉サービス、有償ヘルパーサービス、訪問入浴 ▶**交付金額**／年間9,000円

◆高齢者ほっとふくし券事業一般券との重複利用はできません。

### ●人工透析患者通院費助成事業

**対象**／じん臓機能障害による身体障害者手帳を交付された方で、本人および同居世帯の生計中心者が所得税非課税の方 ▶**助成内容**／人工透析療法を受けるために交通機関(自家用車も含む)を利用している方に、通院距離に応じて交通費を助成 ▶**助成金額**／往復15キロ未満は月額1,500円、往復15キロ～30キロは月額2,000円、往復30キロ以上は月額3,000円(ただし鉄道、バス、タクシーを利用した場合はその運賃の額。自家用車による場合は1キロ当たり15円で計算した額で、実支出額と比較して低い額を助成)

### ●重度障がい者紙おむつ支給事業

**対象**／65歳未満の身体障害者手帳1・2級、また療育手帳を所持し、在宅で1か月以上にわたり昼夜を問わず紙おむつを使用し、日常生活において常時介護を必要とする方 ▶**支給内容**／所得税非課税世帯は月額8,000円相当、所得税課税世帯は月額6,000円相当の紙おむつを支給

### ●せきずい<sup>せきずい</sup>損傷者介護手当支給事業

**対象**／身体障害者手帳1・2級に該当する<sup>せきずい</sup>脊髄損傷者で常時介護を必要とする20歳以上の方を介護している方 ▶**支給内容**／脊髄損傷者を看護し、かつその生計を維持する方一人につき月額5,000円

### ●在宅酸素療法者支援事業

**対象**／呼吸器機能障害による身体障害者手帳を所持している方(ただし1級・2級を除く)で、かつ医師の指示により在宅酸素療法を行っている方 ▶**支給内容**／在宅酸素療法に係る酸素濃縮器使用のための電気料金として一人につき月額1,600円

### ●やさしい住まいづくり事業

購入や設置工事をする前に申請してください。

**対象**／身体障害者手帳の交付を受けている65歳未満の方で、過去に同助成事業で限度額まで助成を受けていない方 ▶**対象機器**／手すり、介護用ベッド、和式便器から洋式便器への取り換え、シルバーカー、スロープ台などの移動支援機器、入浴補助用具など ▶**助成金額**／150,000円を限度に設置事業費の2分の1を助成



### ●有料道路通行料金の割引

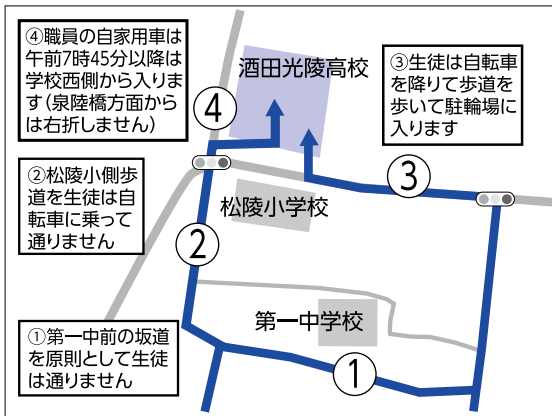
**対象**／身体障害者手帳の交付を受けた本人が運転する場合、または重度の身体障害者手帳または療育手帳Aの交付を受けた本人が同乗し本人以外が運転する場合 ▶**助成内容**／有料道路の通常料金が半額。ただし事前申請が必要

### ●NHK受信料の免除制度

**内容**／【**全額免除**】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合【**半額免除**】身体障害者手帳の交付を受けた視覚・聴覚障がい者が世帯主でかつ契約者の場合、また身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けた方が世帯主でかつ契約者の場合

## 酒田光陵高等学校の生徒駐輪場完成に伴う登校時の通学経路などをお知らせします

●お問い合わせ／市教育委員会  
管理課 ☎26-5627



酒田光陵高等学校の生徒駐輪場が学敷地内に完成したことに伴い、4月以降、自転車で通学している生徒の通学経路などが変わります。酒田光陵高校では、学校周辺の混雑を緩和するために、左図のように指導します。また登校時の交通街頭指導を行い、自転車マナーの遵守などを指導していきます。市民の皆さんも周辺道路を通行する際は、安全を第一に通行されるよう協力をお願いします。

## 国民年金学生納付特例制度の申請受付期間が拡大されます

●お問い合わせ／市国保年金課国民年金係 ☎26-5728

国内に住む20歳以上の全ての人には、国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。学生には、申請によって保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

4月1日から、今年度分の申請に加えて申請のできる期間が過去2年間まで拡大されます。納付が困難で申請が済んでいない方は、学生納付特例を申請してください。

### ●申請手続き

申請期限／納期限の翌々年の同日まで（納期限は保険料納付対象月の翌月末ですが、納期限が休日の場合は、次の平日が納期限になります。）

### 申請が承認されると

学生納付特例の申請が承認されると、万が一事故や病気で重い障がいが残った場合に、保険料が未納であったために障害年金を請求できなくなるのが防げます。

また、老齢基礎年金を受給するための資格期間にも計算されます。

### ●対象となる学生

申請をしようとする期間の前年

### 社会人になったら「追納」をお勧めします

所得が118万円以下で、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学日本分校(夜間部、定時制課程、通信制課程を含む)に在学または在籍していた学生本人

学生納付特例が承認された期間には算入されますが、年金額には反映されません。年金額に反映させるためには保険料をさかのぼって納める(追納)が必要ですが、特例を受けてから10年以内はさかのぼって古い順から追納することができますが、3年目以降は当時の保険料に加算金がつき高くなります。そのため、経済的に余裕が生じた場合は、早めに追納することをお勧めします。

### ●申し込み手続き

受付窓口／住民登録をしている市区町村の窓口▼必要書類など／年金手帳または基礎年金番号の分かるもの(納付書など)、印鑑

追納された保険料は全額、所得税・住民税の所得控除(社会保険料控除)を受けることができます。所得控除は、日本年金機構から送付される控除証明書、または手持ちの領収書で行ってください。